

京都市内部統制基本方針

人口減少社会において、限られた行財政資源（予算やマンパワー）の下、満足度の高い行政サービスを市民の皆様に安定的に提供し続けていくためには、法令等を遵守した業務執行、効率的・効果的な行政運営が必要不可欠です。

業務上のリスクを想定し、対応策を講じて管理することで、適正な業務執行を確保するとともに、効率的・効果的な行政運営を確立し、住民の福祉の増進を図るため、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、本市における内部統制の基本方針を策定します。

持続可能な京都のまちの更なる発展に向け、今後は、本方針に基づいて内部統制を整備・運用します。

1 内容

行政サービスの提供に係る業務上のリスクを識別及び評価し、対応策を講じることで、業務の適正な執行を確保します。

2 内部統制の対象とする事務

- (1) 財務に関する事務
- (2) 個人情報管理に関する事務

3 内部統制を推進する体制

市長を本部長とした内部統制推進本部を設置し、組織的に内部統制を推進します。

4 内部統制実施の目的

(1) 業務の効率性・有効性の確保

内部統制により業務上のリスクを管理することで、職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の業務水準を保つための環境を整備するとともに、その業務の目的達成における効率性及び有効性を検証し、必要な見直しを行います。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

内部統制により財務等に関する適正な業務執行、正確な情報提供等ができているかを確認することで、財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

内部統制に組織的に取り組むことにより、市民の皆様からの信頼の基礎となる法令その他の規範を遵守した業務執行を確保します。

(4) 資産の保全 ※資産には、有形の公有財産のほか、知的財産、住民に関する情報などの無形の資産を含みます。

内部統制により資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われているかを確認し、適切な保全を図ります。

5 内部統制に関する報告について

毎年度、内部統制の整備・運用の状況について報告書を作成し、監査委員の審査に付するとともに、議会への提出及び公表を行います。

6 内部統制の有効性の確保

構築した内部統制の制度の有効性について、毎年度、評価及び必要な見直しを行います。

京都市内部統制基本方針の策定に当たって

1 地方公共団体における内部統制とは

地方公共団体における内部統制とは、その団体における事務が適正に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、首長自らが、行政サービスの提供に係る業務上のリスクを識別及び評価し、対応策を講じることにより、業務の適正な執行を確保することです。

2 内部統制の対象とするリスクとは

内部統制の対象とするリスクとは、「組織目的の達成を阻害する要因」として、「発生することにより、結果として本市又は市民に対し経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いもの」を指します。

リスクは、影響範囲の大小や発生頻度の多寡等によって重要度を評価することができます。

内部統制の取組だけではリスクの発現をゼロにすることは困難ですが、本市の制度では、リスクを識別・分析し、その重要度に応じて相応の対応策を講じることにより、回避、低減、移転又は受容のいずれかを適切に選択することを目指します。

3 京都市における内部統制の推進

内部統制は、全く新しい取組ではなく、組織が組織として機能している以上、既に様々な内部統制の仕組みが存在しています。本市においては、これまでコンプライアンス推進月間の取組、コンプライアンス推進本部会議等の開催、各制度所管課による点検、所属での自主的な点検、業務監察の実施等、不祥事や事務処理誤りを根絶するための取組を行ってきました。

今後より一層、適正かつ効率的な事務執行を確保していくため、本市におけるリスクと既存の取組を見直し、組織として体系的な取組に再構築することとします。

4 内部統制推進体制

- (1) 内部統制推進本部 市長を本部長、副市長を副本部長として、内部統制についての市長の意識を共有し、制度の整備及び運用を行います。各本部員は、所管する各局区等の内部統制の実施に関する統括責任者となります。
- (2) 内部統制推進部会 監察監を部会長として、内部統制に関して必要な事項の検討、調整及び実践に必要な情報共有を行います。部会員は、所属する各局区等の内部統制の実施に関する実務上の責任者となります。
- (3) 内部統制推進部局 本部及び部会の実務を補助し、内部統制の整備及び運用を全庁的に推進します。
- (4) 内部統制評価部局 内部統制の整備及び運用状況について独立的評価を行い、報告書を作成します。
- (5) 内部統制所属責任者 各所属長は、各所属における内部統制の実施責任者となります。
- (6) 内部統制所属実施者 本市の全ての職員が内部統制の実施者となります。職員は、基本方針を理解し、適正な事務執行を確保する必要があります。

【参考】市長以外の任命権者の補助機関における内部統制の取扱い

市長以外の任命権者の補助機関における事務に係る内部統制については、

- ① 財務に関する事務のうち市長の職務権限に属するものについては、覚書等に基づき各補助機関の職員が補助執行（市会事務局にあっては、事務局職員を市長部局の職員に併任させとうえで執行）していることから、本来、市長の統制の対象とするべきものであること
- ② 個人情報管理に関する事務及び財務に関する事務で市長の職務権限に属しないものについては、各任命権者の職務権限に属するものの、その事務処理方法等について市長部局に準じる、または、参考にするなどして取り扱っていること

を踏まえ、市長の基本方針、内部統制制度等を準用して、一体的に連携して取り組むこととします。

（消防局の事務については、市長の職務権限に属するものであるため、市長の内部統制の直接の対象とします。）